



三重県公報

平成31年3月8日(金)

第 3089 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
4	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	2
5	中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則	(同)	40
6	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	62
告 示			
132	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	65
133	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	66
海 調 委 告 示			
1	真珠養殖用いかだへの標識の設置についての指示	(海区漁業調整委員会)	66
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	67
	同件	(同)	67
	同件	(同)	67
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	(農 地 調 整 課)	68
	所在不明の貸金業者	(中小企業・サービス産業振興課)	68
	入札参加資格審査申請の提出期間	(建 設 業 課)	68
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	69
	同件	(同)	69
	同件	(同)	69
	同件	(同)	70
	平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建 築 開 発 課)	70
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(出 納 局)	71
	同件	(同)	74
	落札者を決定した旨	(病 院 事 業 庁)	78

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成十八年三重県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保護の申請等)</p> <p>第四条 施行規則第一条第一項に規定する保護の開始又は保護の変更に係る書面は、<u>保護申請書(第十一号様式)</u>又は<u>保護変更申請書(第十二号様式)</u>によるものとする。</p>	<p>(保護の申請等)</p> <p>第四条 施行規則第一条第一項に規定する保護の開始又は保護の変更に係る書面は、<u>保護開始申請書(第十一号様式)</u>又は<u>保護変更申請書(第十二号様式)</u>とする。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(保護の決定通知等)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(保護の決定通知等)</p>
<p>第五条 法第二十四条第三項及び第九項並びに第二十五条第二項に規定する書面は、<u>保護決定通知書(第二十号様式)</u>又は<u>保護申請却下通知書(第二十一号様式)</u>によるものとする。</p>	<p>第五条 法第二十四条第三項及び第九項並びに第二十五条第二項に規定する書面は、<u>保護開始(変更)決定通知書(第二十号様式)</u>又は<u>保護申請却下通知書(第二十一号様式)</u>によるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(保護金品の支給方法等)</p> <p>第十条 法第十九条第四項の規定により委任を受けた福祉事務所長が、被保護者又はその代理人(以下「被保護者等」という。)に対して保護金品を交付するときは、当該福祉事務所の出納員は、当該被保護者等から<u>保護決定通知書(第二十号様式)</u>又はこれに代わる書面の提示を求めなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(保護金品の支給方法等)</p> <p>第十条 法第十九条第四項の規定により委任を受けた福祉事務所長が、被保護者又はその代理人(以下「被保護者等」という。)に対して保護金品を交付するときは、当該福祉事務所の出納員は、当該被保護者等から<u>保護開始(変更)決定通知書(第二十号様式)</u>又はこれに代わる書面の提示を求めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 法第十九条第四項の規定により委任を受けた福祉事務所長が、法第三十一条第四項の規定により地域密着型介護老人福祉施設の長、介護老人福祉施設の長、介護老人保健施設の管理者、<u>介護療養型医療施設の管理者若しくは介護医療院の管理者</u>に対して保護金品を交付するとき又は同条第五項の規定により<u>施設</u>の長若しくは<u>養護</u>の委託を受けた者に対して保護金品を交付するときは、生活保護費支給明細書(第三十号様式)を送付するとともに、金銭及び現物を交付しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法第十九条第四項の規定により委任を受けた福祉事務所長が、法第三十一条第四項の規定により地域密着型介護老人福祉施設の長、介護老人福祉施設の長、介護老人保健施設の管理者若しくは<u>介護療養型医療施設の管理者</u>に対して保護金品を交付するとき又は同条第五項の規定により<u>保護施設</u>の長若しくは<u>養護</u>の委託を受けた者に対して保護金品を交付するときは、生活保護費支給明細書(第三十号様式)を送付するとともに、金銭及び現物を交付しなければならない。</p>
<p>第二十一条 (略)</p> <p>(進学準備給付金支給申請)</p>	<p>第二十一条 (略)</p>
<p>第二十二条 施行規則第十八条の九第一項に規定する進学準備給付金の支給の申請に係る書面は、<u>進学準備給付金支給申請書(第四十五号様式)</u>によるものとする。</p> <p>(進学準備給付金決定調書)</p>	<p>第二十一条 (略)</p>

<p>第二十三条 法第五十五条の五第一項の規定により 進学準備給付金を支給するときは、被保護者につ き、進学準備給付金決定調書（第四十六号様式） を作成し、常にその記載事項について整理してお かなければならない。 <u>（進学準備給付金決定通知書）</u></p>	
<p>第二十四条 法第五十五条の五第一項の規定による 進学準備給付金の支給の決定を通知するときは、 進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（第四 十七号様式）によるものとする。 <u>（費用等徴収決定）</u></p>	<p><u>（費用徴収決定等）</u></p>
<p>第二十五条 法第七十七条の二の規定による費用の 徴収の決定を通知するときは、費用徴収決定通知 書（第四十八号様式）によるものとする。</p>	<p>第二十二條 法第七十八条の規定による費用の徴収 の決定を通知するときは、費用徴収決定通知書 （第四十四号様式の二）によるものとする。</p>
<p>2 法第七十八条の規定による費用の徴収の決定を 通知するときは、費用徴収決定通知書（第四十八 号様式の二）によるものとする。 <u>（徴収金等支払申出書）</u></p>	<p>2 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定によ り被保護者が保護費又は就労自立給付金から法第 七十八条第一項に規定する徴収金の支払に充てる 旨を申し出るときは、徴収金支払申出書（第四十 五号様式）によるものとする。</p>
<p>第二十六条 法第七十八条の二第一項又は第二項の 規定により被保護者が保護費又は就労自立給付金 から法第七十七条の二第一項に規定する徴収金の 支払に充てる旨を申し出るときは、徴収金支払申 出書（第四十九号様式）によるものとする。</p>	
<p>2 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定によ り被保護者が保護費又は就労自立給付金から法第 七十八条第一項に規定する徴収金の支払に充てる 旨を申し出るときは、徴収金支払申出書（第四十 九号様式の二）によるものとする。</p>	

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

(表面)

面接記録票

供覧日 年 月 日

面接日		ケース番号		面接員				
支援を受けようとする者	氏名	才		来訪経路				
	住所	年 月 日 生		ア 自主的	エ 病院保健所のすすめ			
				イ 民委のすすめ	オ 職場組合等のすすめ			
	本籍			ウ 知人のすすめ	カ 他()			
		TEL						
		筆頭者						
来訪者	氏 名		住 所		本人との関係			
来訪の目的及び生活状況								
所見及び対応								
資産	〔動産〕 手持金(円) 預貯金(円)		生命保険 (円)		保険料・保険金額 (円)			
	自動車() その他()							
	〔不動産〕 家屋・宅地・田畑・山林・その他土地・他()		〔負債〕 円					
他法他施策	健康保険・国保・共済・労災・傷病手当金・自賠責保険・雇用保険・その他()							
	国年(老齢・障害・老齢福祉・障害基礎)・厚生(老齢・障害・遺族)・恩給・その他()							
	児童扶養手当・子ども手当・福祉手当・その他() 金額 円							
家族関係(収入等)	続柄	氏 名	年齢	健康状態	職業・学年	収入(種類等)	要介護度	備 考
住居	(家賃 月額 円)					面接結果		
保護歴	所有者							
						地区民生委員名		

(規格 A4)

第 2 号様式 (第 2 条関係)

保 護 台 帳

基準日：

作成年月日		地区		ケース番号											
フリガナ世帯主氏名		居住地	(電話)												
保護歴	開始年月日	廃止年月日	本籍	(電話)											
	年月日	年月日													
	年月日	年月日	住民登録地	(電話)											
世帯構成状況	番号	フリガナ氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	年齢	学歴	職業		心身の状況	医他療法	国民加入年入	摘要	
									特技	現職					
住宅付近の略図						(社会環境)									
	地区民生委員														

(規格 A4)

係累図

不在者の状況	氏名	続柄	性別	生年月日	職業	転出原因	転出年月日	所在地	扶養能力の有無および程度

扶養義務者の状況	氏名	住所	続柄	性別	生年月日	職業	家族数	生計中者との続柄	生活程度	親疎の状況	扶養能力の有無および程度

住居の状況	住 宅		間 取 図									
	構 造											
	広 さ	延面積	m ²									
		間 数										
	宅 地											
	広 さ											
	固定資産税の減免											
家賃、地代および家主、地主の住所、氏名	家賃	月額	円									
	住所											
	氏名											
住宅環境	水道設備						配電設備					
	便 所						風 呂					
	衛生等の状況											
土地	地 目	面 積	活用状況	処 分 の 要 否	課 評 価 額	固定資産税	固定資産額	時 価 (見積額)	備 考			
	宅 地	m ²			円	円	減免適用	円				
	田	m ²			円	円						
	畑	m ²			円	円						
	山 林	m ²			円	円						
	その他	m ²			円	円						
建物	種 別	面 積	活用状況	処 分 の 要 否	課 評 価 額	固定資産税	固定資産額	時 価 (見積額)	備 考			
	住 宅	m ²			円	円	減免適用	円				
		m ²			円	円						
	m ²			円	円							
借地	地 目	面 積	所 有 者 の 住 所 氏 名					借 地 料	備 考			
	田	m ²						円				
	畑	m ²						円				
その他の「動産」	品 名	数 量	時 価 (見積額)	処 分 の 要 否	備考 (所有者、型式、処分の経過等)							
	自動車		円									
			円									
			円									
			円									
(例示) 自動車、バイク、ピアノ、ステレオ、ビデオ、クーラー (エアコン) 農業用機械、船、家畜 (ペット)、温水器、貴金属類、その他												

恩給年金等受給状況	種別	受給者氏名	記番号	当初の認定			改定後の認定		
				受給年月	年額等	備考	受給年月	年額等	備考
					円			円	
					円			円	
					円			円	
生命保険の 契約状況	保険の種類	契約者	被保険者	保険金受取人	保険金額	保険掛金	満期日		
					円 (入院給付金 円/日)	円			
負債の 状況	債権者	金額	借用年月日	使途	償還期限・方法	摘要			
		円							
		円							
		円							
		円							
自贈 給与の 状況	自給の有無及び程度				贈与の有無、程度及び贈与者名				
	米								
	野菜								
	魚介								
特別基準 設定状況	一時支援給付				住宅費・その他				
	給付年月日	種類	数量	金額	給付年月日	種類	金額		
				円			円		
				円			円		
				円			円		
				円			円		
介護 保険	被保険者名	被保険者区分	被保険者番号	保険者	保険者番号				

注 被保険者区分欄は、第1号（普通徴収、特別徴収）又は第2号の別を記載する。

第 3 号様式 (第 2 条関係)

保護決定調書	

福祉事務所

支給対象月 年 月 分
 支給区分 年 月
 決定年月日 年 月 日

起案	決裁 年 月 日	頁
決		
裁		

地区名	ケース番号	世帯主氏名	開始年月日

担当員	所在地	代表級地	国籍	世帯類型	労働力類型	ケース格付	保護歴	世帯分離	単併

通知No. 決定理由 ◆過払い・手持ち金・手計算結果等

最低生活費認定欄																
No.	氏名		性別	級地	冬季	生活類型	認定率	③居宅1類	別居・入院 冬季・期末一時	加算 (経過の加算を含む)		実費等認定額	学校	教育費	教材代	
	生年月日	他 法	年齢	①居宅1類	②居宅1類	経過の加算	別居・入院 基準生活費	認定額	認定率	介護保険料	学年	給食費	交通費			

居宅分	級地・冬季・認定率		別居・入院分				加算計 (内)児童経過 (内)母子経過	生活費計	住 宅 費		教育費計	施 設 事務費	最低生活費 期末一時扶助
	1 類基準額	2 類基準額	基準生活費 (内)経過加算	冬季加算 期末一時	人数	基準生活費 期末一時			種別	全員入院			

収入認定欄												
No.	就労収入		夏季賞与等 冬季賞与等		不就労収入			基礎控除	未成年 新規	特別控除	介護保険料 就労経費	不就労経費 その他経費
	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)						

収入認定額	分割収入充当	収入認定総額	控除総額	収入充当額	番号	分割収入充当内訳	番号	分割収入充当内訳

扶 助 額 決 定 欄								
生 活	住 宅	教 育	施設事務費	計	一時扶助	期末一時扶助	合 計	本人支払額

月 分	追 給 ・ 過 支 給 額							当 月 本人支払額
	生 活	住 宅	教 育	施設事務費	計	一時扶助	期末一時扶助	

一時扶助内訳 (再掲)							
()	()	()	()	()	()	()	()

支払方法	区分	送 金 先	金融機関	預金種別	口座番号	口座名義 (カナ)	金 額

(規格 A4)

第七号様式を次のように改める。

第九号様式から第十一号様式までを次のように改める。

第 11 号様式 (第 4 条関係)

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ						現在のところに住み始めた時期 年 月 日					※ 福祉事務所 受付年月日
家 族 の 状 況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	※ 町村役場 受付年月日
	1			世帯主							
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
家族のうち別なところに 住んでいる者があるときは その名前と住んでいる ところ											
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)					
援 助 者 の し 状 況 を し て く れ る	世帯主又は 家族との関係		氏 名		住 所			今まで受けた援助 及び将来の見込			
保護を申請する理由(具体的に記入して下さい。)											
<p>上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 申請者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">保護を受けようとする者との関係</p> <p style="text-align: center;">福祉事務所長 宛て</p>											

(記入上の注意)

- 1 ※印には記入しないでください。
- 2 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 3 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注)この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更に係る事項を記入させ、別添1から3までのうち必要なものを添付させること。

(規格A4)

第十五号様式を次のように改める。

第 15 号様式 (第 4 条関係)

収 入 申 告 書

年 月 日

福祉事務所長 宛て

住 所
氏 名

㊞

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている 者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	当 月 分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				() 月分	() 月分	() 月分
		収 入				
		必要経費①				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費②				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費③				
		就 労 日 数				
必 要 経 費 (前月分)の 主 な 内 容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んで下さい。)

有 ・ 無	国民年金・厚生年金・恩給・児童手当・児童扶養手当 特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金・原爆諸手当 その他 ()	収 入 額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入 (前3か月間の合計を記入して下さい。)

有 ・ 無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んで下さい。)	

(規格A4)

4 その他の収入（前3か月間の合計を記入して下さい。）

有 ・ 無	内 容		収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものを除く。）

有 ・ 無	内 容	収 入 見 込 額

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏 名	収 入 の な い 理 由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 過去1年間に、収入申告書を提出されていない被保護者はこの様式中「前3か月間」とあるのは「前1か年間」と読み替えて記入して下さい。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (6) 2から5までの収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (8) 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (9) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第二十号様式から第二十七号様式までを次のように改める。

第 20 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉事務所長

保 護 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護を、下記のとおり開始（変更）したので通知します。

記

- 1 保護の決定内容・認定年月日及び決定した理由
- 2 保護の種類及び程度
- 3 医療扶助と介護扶助は現物給付となります。

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格A4)

第 21 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉事務所長

保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、次の理由により却下します。

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格 A4)

第 22 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉事務所長

保護廃止（停止）決定通知書

生活保護法による保護を下記のとおり廃止（停止）したので通知します。

記

- 1 廃止（停止）した保護の種類
- 2 廃止した時期（停止する期間）
- 3 理由

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格A4)

第 23 号様式（第 6 条関係）

検 診 命 令 書

第 年 月 日
号

検診を受ける者の居住地及び氏名

様

福祉事務所長

下記により検診を受けてください。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関
- 4 備考

注 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。

2 この検診命令は、生活保護法第 28 条第 1 項の規定に基づくものです。

3 この検診命令を受けないと生活保護法第 28 条第 5 項の規定によって、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更され、停止され、若しくは廃止される場合があります。

4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談してください。

(規格 A4)

第 24 号様式（第 6 条関係）

検 診 書

福祉事務所受付

福祉事務所長 宛て

年 月 日

医療機関の所在地及び名称

担当医師

印

さきに依頼のありました検診の結果は、次のとおりです。

受 診 者 名	(歳)	
傷 病 名 (主病に○印を付 してください。)	(1)	(2)
	(3)	
病 状	(1)	(2)
	(3)	
医 学 的 所 見 (詳細に記入して ください。)		
臨 床 検 査 結 果		
そ の 他		
A 診療について (該当事項に○印を 付してください。)	B 稼働について (該当事項に○印を 付してください。)	
1 診療を要しない 2 診療を要する (1)通院見込み か月 (2)入院見込み か月	1 現在受療しつつ可能である (1)軽作業 (2)普通作業 2 あと か月で稼働見込みあり 3 稼働能力なし (1)家事程度可能 (2)家事不能 4 その他	
※ 福祉事務所 嘱託医意見		

(注) この検診書は、福祉事務所長宛て直接送付してください。

(規格 A4)

第 25 号様式（第 6 条関係）

福祉事務所受付

検 診 料 請 求 書

年 月 日

福祉事務所長 宛て

医療機関の所在地
及 び 名 称
院（所）長 氏 名 ㊟

取引銀行 銀行 本支店 当座No.
普通No.
フリガナ
名義人

次のとおり請求します。

受 診 者	年 月 日（ 歳）		
居 住 地			
請 求 額	診 察 料	点	（検査名等）
	料	点	
	料	点	
	合 計	点	

（注意）この請求書により直接福祉事務所長宛て請求してください。

〒

Tel

福祉事務所

担当者

（規格 A4）

第 26 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日

様

福祉事務所長

調 査 依 頼 書

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

- 1 調査を要する者
- 2 調査事項

(参考 1)

生活保護法

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 (略)

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(参考 2)

生活保護法施行令

第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

(規格 A4)

第二十号様式を次のように改める。

第四十四号様式の二を削り、第四十五号様式を次のように改める。

第 45 号様式 (第 22 条関係)

年 月 日

進学準備給付金支給申請書

福祉事務所長 宛て

申請者(大学等に進学する者)
住所又は居所
氏名

印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 記
- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
- 大学等進学前の住宅と同じ
- 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
- 居住(予定)地 _____

5 関係書類

- (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- (3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行除く)

記号

--	--	--	--	--

 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

(規格 A4)

様式に次の六様式を加える。

第 46 号様式（第 23 条関係）

進学準備給付金決定調書					
ケース番号		対象者氏名		通学区分	
決 裁 欄				起 案	
				年 月 日	
		担 当 員			
<p style="text-align: center;">進学準備給付金決定伺</p> <p style="text-align: center;">調書のとおり決定してよろしいか。なお決裁の上は例文により通知いたしたい。</p>					
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄					
1 対象者住所 2 進学先 3 支給額 4 世帯主					
決 定 理 由					
支 給 日 及 び 支 給 方 法					

(規格A4)

第 47 号様式（第 24 条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉事務所長

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
- 3 決定した理由

(備考)

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

(規格A4)

第 48 号様式（第 25 条関係）

第 年 月 日

様

三重県知事 印

費用徴収決定通知書（法第 77 条の 2 関係）

生活保護法第 77 条の 2 の規定により、あなたがこれまで受けた生活保護費について、下記のとおり費用を徴収することと決定したので通知します。

記

- 1 費用徴収金額 円
- 2 理由及び算定基礎
- 3 納入方法
- 4 納入期限

（参考）

生活保護法

第 77 条の 2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（規格 A4）

第 48 号様式の 2 (第 25 条関係)

第 年 月 日

様

三重県知事 印

費用徴収決定通知書(法第 78 条関係)

生活保護法第 78 条の規定により、あなたがこれまで受けた生活保護費について、下記のとおり費用を徴収することと決定したので通知します。

記

- 1 費用徴収金額 円
- 2 理由及び算定基礎
- 3 納入方法
- 4 納入期限

(参考)

生活保護法

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して 50 日(50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日)を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格 A4)

第 49 号様式（第 26 条関係）

（生活保護法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づく徴収金の場合）

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、 年 月分 からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就
労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を
年 月 日付 費用徴収決定通知による生活保護法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基
づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を
全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住 所
氏 名

㊟

福祉事務所長 宛て

（規格 A4）

第 49 号様式の 2 (第 26 条関係)

(生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金の場合)

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正の手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第 78 条の 2 の規定により、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住 所

氏 名

㊦

福祉事務所長 宛て

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による生活保護法
第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

(規格 A4)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に三重県知事又は福祉事務所長に対してなされている改正前の生活保護法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づく申請、届出その他の行為は、改正後の生活保護法施行細則に基づく申請、届出その他の行為とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三 重 県 規 則 第 五 号

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則(平成二十年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支援給付の決定通知等)</p> <p>第五条 支援給付の決定に係る保護法第二十四条第三項及び第九項並びに第二十五条第二項の規定による書面は、支援給付決定通知書(第十九号様式)又は支援給付申請却下通知書(第二十号様式)によるものとする。</p>	<p>(支援給付の決定通知等)</p> <p>第五条 支援給付の決定に係る保護法第二十四条第三項及び第九項並びに第二十五条第二項の規定による書面は、支援給付開始(変更)決定通知書(第十九号様式)又は支援給付申請却下通知書(第二十号様式)によるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(支援給付金品の支給方法等)</p> <p>第十条 福祉事務所長が、被支援者又はその代理人(以下「被支援者等」という。)に対して支援給付金品を交付するときは、当該福祉事務所の出納員は、当該被支援者等から、支援給付決定通知書(第十九号様式)又はこれに代わる書面の提示を求めなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(支援給付金品の支給方法等)</p> <p>第十条 福祉事務所長が、被支援者又はその代理人(以下「被支援者等」という。)に対して支援給付金品を交付するときは、当該福祉事務所の出納員は、当該被支援者等から、支援給付開始(変更)決定通知書(第十九号様式)又はこれに代わる書面の提示を求めなければならない。</p>
<p>3 福祉事務所長が、保護法第三十一条第四項の規定により地域密着型介護老人福祉施設の長、介護老人福祉施設の長、介護老人保健施設の管理者、<u>介護療養型医療施設の管理者若しくは介護医療院の管理者</u>に対して支援給付金品を交付するとき又は同条第五項の規定により<u>施設の長若しくは養護の委託を受けた者</u>に対して支援給付金品を交付するときは、支援給付費支給明細書(第二十九号様式)を送付するとともに、金銭及び現物を交付しなければならない。</p> <p>(費用等徴収決定)</p>	<p>3 福祉事務所長が、保護法第三十一条第四項の規定により地域密着型介護老人福祉施設の長、介護老人福祉施設の長、介護老人保健施設の管理者若しくは<u>介護療養型医療施設の管理者</u>に対して支援給付金品を交付するとき又は同条第五項の規定により<u>地域密着型介護老人福祉施設の長、保護施設の長若しくは養護の委託を受けた者</u>に対して支援給付金品を交付するときは、支援給付費支給明細書(第二十九号様式)を送付するとともに、金銭及び現物を交付しなければならない。</p> <p>(費用徴収決定等)</p>
<p>第十二条 支援給付の費用の徴収の決定に係る保護法第七十七条の二の規定による費用の徴収の決定を通知するときは、費用徴収決定通知書(第三十</p>	<p>第十二条 支援給付の費用の徴収の決定に係る保護法第七十八条の規定による費用の徴収の決定を通知するときは、費用徴収決定通知書(第三十一号</p>

1号様式)によるものとする。	様式)によるものとする。
2 支援給付の費用の徴収の決定に係る保護法第七十八條の規定による費用の徴収の決定を通知するときは、費用徴収決定通知書(第三十一号様式の二)によるものとする。 (徴収金等支払申出書)	2 保護法第七十八條の二第一項又は第二項の規定により被支援者が支援給付費から保護法第七十八條第一項に規定する徴収金の支払に充てる旨を申し出るときは、第三十二号様式によるものとする。
第十三條 保護法第七十八條の二第一項又は第二項の規定により被支援者が支援給付費から保護法第七十七條の二第一項に規定する徴収金の支払に充てる旨を申し出るときは、第三十二号様式によるものとする。	
2 保護法第七十八條の二第一項又は第二項の規定により被支援者が支援給付費から保護法第七十八條第一項に規定する徴収金の支払に充てる旨を申し出るときは、第三十二号様式の二によるものとする。	
第十四條、第十九條 (略)	第十三條、第十八條 (略)

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

(表面)

面接記録票

供覧日 年 月 日

面接日		被支援者番号		面接員				
支援給付を受けようとする者	氏名	才		来訪経路				
	住所	年 月 日 生		ア 自主的 エ 病院保健所のすすめ				
		TEL		イ 民委のすすめ オ 職場組合等のすすめ				
	本籍	筆頭者		ウ 知人のすすめ カ 他()				
来訪者		氏 名	住 所	本人との関係				
来訪の目的及び生活状況								
資産	〔動産〕 手持金(円) 預貯金(円)		保 険 料・保 険 金 額 (円)					
	自動車() その他()		生命保険 (円)					
	〔不動産〕 家屋・宅地・田畑・山林・その他土地・他()		〔負債〕 円					
他法他施策	健康保険・国保・共済・労災・傷病手当金・自賠責保険・雇用保険・その他()							
	国年(老齢・障害・老齢福祉・障害基礎)・厚生(老齢・障害・遺族)・恩給・その他()							
	児童扶養手当・子ども手当・福祉手当・その他() 金額 円							
家族関係(収入等)	続柄	氏 名	年齢	健康状態	職業・学年	収入(種類等)	要介護度	備 考
住居	(家賃 月額 円) 所有者					面接結果		
支援給付歴								
地区民生委員名								

(規格A4)

第三号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 2 条関係)

支援給付決定調書	

福祉事務所

支給対象月 年 月 分
 支給区分 年 月
 決定年月日 年 月 日

起案	決裁 年 月 日	頁
決		
裁		

地区名	被支援者番号	世帯主氏名	開始年月日

担当員	所在地	代表級地	国籍	世帯類型	労働力類型	ケース格付	支援給付歴	世帯分離	単併

通知No. 決定理由 ◆過払い・手持ち金・手計算結果等

最低生活費認定欄														
No.	氏名		性別	級地	冬季	生活類型	認定率	③居宅1類		別居・入院 冬季・期末一時	加算 (経過の加算を含む)		実費等認定額	介護保険料
	生年月日	他法						年齢	①居宅1類		②居宅1類	経過の加算		

居宅分	級地・冬季・認定率		別居・入院分			加算計 (内)児童経過 (内)母子経過	生活費計	住宅費		施設事務費	最低生活費 期末一時 支援給付
	1類基準額 人数	2類基準額	基準生活費 (内)経過加算	冬季加算 期末一時	人数			基準生活費 期末一時	種別		

収入認定欄											
No.	就労収入		夏季賞与等 冬季賞与等		不就労収入			就労控除	年金控除 不就労控除	就労経費	不就労経費 その他経費
	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)					

収入認定額	分割収入充当	収入認定総額	控除総額	収入充当額	番号	分割収入充当内訳	番号	分割収入充当内訳

支援給付額決定欄								
生活	住宅	施設事務費		計	一時支援給付	期末一時支援給付	合計	本人支払額

追給・過支給額									
月分	生活	住宅	施設事務費		計	一時支援給付	期末一時支援給付	合計	当月 本人支払額

一時支援給付内訳 (再掲)									
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

支払方法	区分	送金先	金融機関	預金種別	口座番号	口座名義 (カナ)	金額

(規格 A4)

第十号様式を次のように改める。

第十九号様式から第二十一号様式までを次のように改める。

第 19 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉事務所長

支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり開始（変更）したので通知します。

記

- 1 支援給付の決定内容・認定年月日及び決定した理由
- 2 支援給付の種類及び程度
- 3 医療支援給付と介護支援給付は現物給付となります。

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格A4)

第 20 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉事務所長

支援給付申請却下通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付については、次の理由により却下します。

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格 A4)

第 21 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉事務所長

支援給付廃止（停止）決定通知書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり廃止（停止）したので通知します。

記

- 1 廃止（停止）した保護の種類
- 2 廃止した時期（停止する期間）
- 3 理由

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格A4)

第二十九号様式を次のように改める。

第三十一号様式を次のように改める。

第 31 号様式（第 12 条関係）

第
年 月 日

様

三重県知事 印

費用徴収決定通知書（法第 77 条の 2 関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 77 条の 2 の規定により、あなたがこれまで受けた支援給付費について、下記のとおり費用を徴収することと決定したので通知します。

記

- 1 費用徴収金額 円
- 2 理由及び算定基礎
- 3 納入方法
- 4 納入期限

(参考)

生活保護法

第 77 条の 2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格 A4)

第三十一号様式の次に次の二様式を加える。

第 31 号様式の 2 (第 12 条関係)

第
年 月 日

様

三重県知事 印

費用徴収決定通知書(法第78条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の規定により、あなたがこれまで受けた支援給付費について、下記のとおり費用を徴収することと決定したので通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 費用徴収金額 | 円 |
| 2 理由及び算定基礎 | |
| 3 納入方法 | |
| 4 納入期限 | |

(参考)

生活保護法

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して 50 日(50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日)を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格 A4)

第三十一号様式を次のように改める。

第 32 号様式（第 13 条関係）

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づく徴収金の場合）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、
年 月分 からの支援給付金品等（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 に基づき、毎月 円を 年 月 日付 費用徴収決定通知による生活保護法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住 所
氏 名

⑨

福祉事務所長 宛て

（規格 A4）

第三十二号様式の次に次の二様式を加える。

第 32 号様式の 2 (第 13 条関係)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金の場合)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「法」という。)第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 に基づき、交付される支援給付金品(支援給付費(金銭給付されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の額から、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金のうち貴支援給付の実施機関と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

記

- 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と支援給付の実施機関に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払に充てること。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

福祉事務所長 宛て

年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月分からの支援給付金品より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

(規格 A4)

- 第三十三号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。
- 第三十四号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改める。
- 第三十五号様式(その1)中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改める。
- 第三十五号様式(その2)中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改める。
- 第三十六号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改める。
- 第三十七号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改める。
- 第三十八号様式中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改める。
- 第三十九号様式中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に改める。
- 第四十号様式中「(第13条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に三重県知事又は福祉事務所長に対してなされている改正前の中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づく申請、届出その他の行為は、改正後の中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則に基づく申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成十三年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																									
<p>(土地の形質変更時の調査に係る面積)</p> <p>第八十三条の二 条例第七十二条の二第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場等の敷地(法第三条第一項本文の報告が行われた土地を除く。)にあつては、九百平方メートルとする。</p> <p>別表第二十五(第八十三条の八関係)</p> <p>土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>一〜八</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>一・ニジクロロエチレン</td> <td>検液一リットルにつき 〇・〇四ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>十〜二 十六</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第二十七(第八十三条の八関係)</p> <p>地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基</p>		一〜八	(略)	(略)	九	一・ニジクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇四ミリグラム	十〜二 十六	(略)	(略)	備考	(略)		<p>(土地の形質変更時の調査に係る面積)</p> <p>第八十三条の二 条例第七十二条の二第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。</p> <p>別表第二十五(第八十三条の八関係)</p> <p>土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>一〜八</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>シス一・ニジクロロエチレン</td> <td>検液一リットルにつき 〇・〇四ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>十〜二 十六</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第二十七(第八十三条の八関係)</p> <p>地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基</p>		一〜八	(略)	(略)	九	シス一・ニジクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇四ミリグラム	十〜二 十六	(略)	(略)	備考	(略)	
一〜八	(略)	(略)																									
九	一・ニジクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇四ミリグラム																									
十〜二 十六	(略)	(略)																									
備考	(略)																										
一〜八	(略)	(略)																									
九	シス一・ニジクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇四ミリグラム																									
十〜二 十六	(略)	(略)																									
備考	(略)																										

準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

一～八	(略)	(略)
九	一・二一シクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
十～二十六	(略)	(略)
備考	(略)	

準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

一～八	(略)	(略)
九	シス一・二一シクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
十～二十六	(略)	(略)
備考	(略)	

第一号様式から第九号様式まで、第十三号様式、第十五号様式から第十七号様式まで、第十九号様式から第二十一号様式まで及び第二十三号様式から第二十四号様式の二までの様式中「三重県庁事務 規程」を「三重県庁事務 規程」に改める。

第二十四号様式の三を次のように改める。

第24号様式の3 (第83条の12関係)

県外土壌搬入届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

届出者 氏名又は名称及び

㊤

法人にあっては、その代表者の氏名

三重県生活環境の保全に関する条例第72条の8の規定により、土壌の搬入について、次のとおり届け出ます。

汚染が発生した土地の所在地 (工場等にあってはその名称)			
土壌汚染対策法第6条第1項の 規定による指定の有無		指定あり ・ 指定なし	
土壌汚染対策法第11条第1項の 規定による指定の有無		指定あり ・ 指定なし	
県内に搬入 処分しよう とする土壌	特定有害物質の種類	数量 (m ³ 又は t)	汚 染 の 程 度
汚染の原因			
土 壌 の 処 分 業 者 等	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	埋立処分	処分場の設置場所	
	埋立処分 以外	施設の設置場所	
		処 分 の 方 法	
		処分後の土壌 の利用方法 及び利用場所	
許 可 番 号			
処 分 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
担当者の所属、氏名及び連絡先		()	

(規格A4版)

備考

- 記載事項については処分業者との委託契約書に記載された内容と同様の内容を記載してください。
- 分析結果証等の土壌の性状を明らかにする書類を添付してください。

第十四号様式の四及び第三十一号様式中「三重県知事 みて」を「三重県知事 宛て」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、様式の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、この規則による改正後の三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 132 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字潤田字本戸 4403 番 1 地先 から 三重郡菰野町大字潤田字桜木 1723 番 1 地先 まで	旧	25.90～75.40	1,270.20
	新	19.90～70.60	1,270.20

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 千草赤水線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字潤田字金切 4371 番 2 地先 から 三重郡菰野町大字潤田字落所 3957 番 1 地先 まで	旧	18.10～37.70	579.10
	新	10.80～33.40	579.10

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山高原公園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市榑原町字奥山 4183 番 10 地先内	旧	7.10～7.30	11.20
	新	7.10～9.40	11.20

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町三ヶ所字佐田 609 番地先 から 志摩市磯部町三ヶ所字佐田 615 番 3 地先 まで	旧	4.75～18.41	123.70
	新	7.01～26.89	123.70

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 165号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市岡田字手登 518 番 8 地先内	旧	30.45～45.90	31.83
	新	30.30～45.90	31.83

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市さつき台二番町 351 番 2 地先 から 名張市さつき台二番町 1 番地先 まで	旧	26.40～40.00	12.90
	新	26.40～40.10	12.90

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山添桔梗が丘線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市八幡字口入野 1300 番 83 地先内	旧	12.00～25.80	47.50
	新	14.50～30.30	47.50

三重県告示第 133 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 477号	三重郡菰野町大字潤田字中堀 1934 番 1 地先 から 三重郡菰野町大字潤田三滝川左岸堤防敷地先 まで	平成 31 年 3 月 17 日 午後 4 時
県道 松阪青山線	津市美杉町八手俣字脇ヶ野 1085 番 3 地先 から 津市美杉町八手俣字脇ヶ野 1094 番 1 地先 まで	平成 31 年 3 月 20 日
県道 南浦海山線	尾鷲市大字南浦字矢所古和谷 3195 番 4 地先内	平成 31 年 3 月 8 日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 1 号

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。
 平成 31 年 3 月 8 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

- 1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。
 - (1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ（作業用いかだ）の場合は、基地と明記すること。
 - (2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成31年3月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
津市
- 2 調査を行った期間
平成19年12月から平成30年3月まで
- 3 成果の名称
津市（佐田①及び佐田②-1地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
津市白山町佐田地内、向イ地内、奥垣内地内、小阪地内、大垣内地内及び永田前地内
- 5 認証年月日
平成31年2月25日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成31年3月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
津市
- 2 調査を行った期間
平成19年12月から平成30年3月まで
- 3 成果の名称
津市（五百野2地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
津市美里町五百野地内
- 5 認証年月日
平成31年2月25日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成31年3月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
津市
- 2 調査を行った期間
平成27年9月から平成29年11月まで
- 3 成果の名称
津市（香良洲①地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
津市香良洲町新開地地内、川新田地内及び辰新田地内
- 5 認証年月日

平成 31 年 2 月 25 日

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 1 項の規定により、公益財団法人三重県農林水産支援センターから農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請がありましたので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 38 条第 1 項の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請に係る農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
松阪市高町 1184 番地 1	田	375
〃 〃 1184 番地 2	田	119
〃 〃 1185 番地 1	田	481
〃 〃 1186 番地 1	田	443
〃 〃 1186 番地 2	田	175

2 申請に係る農地の利用の現況

対象農地は公告日現在、耕作の目的に供されておらず、今後も耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、三重県農林水産支援センターから借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及び支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)	支払の方法
平成 31 年 4 月 1 日	5 か年	79,650 円	農地を利用する権利の始期までに津地方法務局松阪支局に補償金を供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成 31 年 3 月 22 日

(2) 提出先

三重県松阪農林事務所農政室地域農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在を確知できないことを公告します。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同号の規定により、当該貸金業者の登録を取り消すこととします。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
株式会社 セブンズ・トラスト	駒江 義人	鈴鹿市稲生町 5214 番地 3	三重県知事 (3)第 02006 号	平成 30 年 4 月 11 日

三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号）第 4 条第 4 項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び場所は、次のとおりとし、郵送によるものみの受付とします。

年 月 日 (曜日)	場 所
平成 31 年 4 月 2 日 (火) から 平成 32 年 3 月 31 日 (火) まで	〒514-0002 公益財団法人 三重県建設技術センター (津市島崎町 56 番地)

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

平成 31 年 4 月 2 日から同年 7 月 1 日までの受付分・・・平成 31 年 8 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 31 年 7 月 2 日から同年 9 月 30 日までの受付分・・・平成 31 年 11 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 1 月 6 日までの受付分・・・平成 32 年 2 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 32 年 1 月 7 日から同年 3 月 31 日までの受付分・・・平成 32 年 5 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

また、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）に係るものについては、別に三重県公報に掲載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

2 問い合わせ先

三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画公園

5・5・1 号津偕楽公園

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画風致地区

偕楽公園風致地区

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画用途地域

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

あのつ台地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、平成 31 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせませす。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成 31 年 7 月 7 日（日）午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 設計製図の試験

平成 31 年 9 月 15 日（日）午前 11 時から午後 4 時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成 31 年 7 月 28 日（日）午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 設計製図の試験

平成 31 年 10 月 13 日（日）午前 11 時から午後 4 時まで

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

(2) 木造建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次のア又はイのいずれかに該当する者に限り行うことができます。

ア 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、受験しようとする試験に係る受験票又は合否の通知書が貼付されている者

イ 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票を添付することができる者

(ア) 受付期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から同月 15 日（月）まで

(イ) 申込方法

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成 16 年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができます。

ア 受付期間

平成 31 年 4 月 8 日（月）から同月 15 日（月）まで

イ 受付時間

受付開始日の午前 10 時から受付終了日の午後 4 時まで

ウ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含みます。）は、必ず受付場所における受験申込みを行ってください。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができます。

ア 受付期間

平成 31 年 4 月 18 日（木）から同月 22 日（月）まで

イ 受付時間

午前 10 時から午後 5 時まで

ウ 受付場所

津市桜橋 2-142 三重県教育文化会館

4 合格者の発表及び合否の通知

平成 31 年 12 月 5 日（木）（予定）

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。

なお、二級建築士試験の学科の試験については平成 31 年 8 月 27 日（火）（予定）に、木造建築士試験の学科の試験については同年 9 月 10 日（火）（予定）に発表します。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部等に掲示します。

6 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成 31 年 6 月 12 日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表します。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 案件名
三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るクライアント関連機器賃貸借及び保守業務
- (2) 業務の特質等
業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成 37 年 1 月 31 日（金）までとします。

- (4) 履行場所
三重県津市広明町 13 番地 三重県出納局
三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県吉田山会館 ほか
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 平成 29 年度「三重県財務会計・予算編成支援システム再構築 S I 支援委託業務」の受託者（以下「支援受託者」といいます。）及びその関連事業者でないこと。
なお、その関連事業者とは以下のいずれかの要件を満たす事業者をいいます。
- (ア) 資本金面
- a 支援受託者の親会社：支援受託者の発行済株式総数の 50% を超える株式を保有又はその出資の総額の 50% を超える出資をしている事業者
- b 支援受託者の子会社：支援受託者が発行済株式総数の 50% を超える株式を保有又はその出資の総額の 50% を超える出資を受けている事業者
- (イ) 人事面
代表権を有する役員が、支援受託者の代表権を有する役員を兼ねている事業者
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1) に掲げる申請を平成 31 年 4 月 1 日（月）17 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1) の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2) から(5) までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類「機能証明書」
- (5) 2(2)エを証明する書類
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務課総務班 担当 黒宮

電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 笹岡、堤
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 31 年 4 月 1 日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 31 年 4 月 12 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 31 年 4 月 18 日（木）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 31 年 4 月 18 日（木）15 時

なお、入札書は平成 31 年 4 月 9 日（火）から同月 18 日（木）15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県庁出納局出納総務課総務班

案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るクライアント関連機器賃貸借及び保守業務

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 4 月 18 日（木）15 時 15 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局出納総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則

第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

(8) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Leasing and Maintenance of Client Equipment related to Mie Prefecture Financial and Budgeting System Reconstruction

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, April 18, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, April 9, 2019 and 3:00 P.M. on Thursday, April 18, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Thursday, April 18, 2019.

(4) Managing Authority :

General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2771

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重

県規則第 84 号) 第 5 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 案件名

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るプリンタ機器賃貸借及び保守業務

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 37 年 1 月 31 日（金）までとします。

(4) 履行場所

三重県津市広明町 13 番地 三重県出納局

三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県吉田山会館 ほか

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成 29 年度「三重県財務会計・予算編成支援システム再構築 S I 支援委託業務」の受託者（以下「支援受託者」といいます。）及びその関連事業者でないこと。

なお、その関連事業者とは以下のいずれかの要件を満たす事業者をいいます。

(ア) 資本金面

a 支援受託者の親会社：支援受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保有又はその出資の総額の 50%を超える出資をしている事業者

b 支援受託者の子会社：支援受託者が発行済株式総数の 50%を超える株式を保有又はその出資の総額の 50%を超える出資を受けている事業者

(イ) 人事面

代表権を有する役員が、支援受託者の代表権を有する役員を兼ねている事業者

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成 31 年 4 月 1 日（月）17 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類「機能証明書」
 - (5) 仕様書「9.4 保守業務実施体制(3)」「9.6 障害時保守(3)ア」の要件を満たすことを証明する書類〔体制図（保守拠点の住所等を明記したもの）等〕
 - (6) 2(2)エを証明する書類
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務課総務班 担当 黒宮
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 笹岡、堤
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成 31 年 4 月 1 日（月）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 31 年 4 月 12 日（金）までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 31 年 4 月 18 日（木）16 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成 31 年 4 月 18 日（木）16 時
なお、入札書は平成 31 年 4 月 9 日（火）から同月 18 日（木）16 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県庁出納局出納総務課総務班
案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るプリンタ機器賃貸借及び保守業務入札書在中
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 平成 31 年 4 月 18 日（木）16 時 15 分
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務課
 - (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

(8) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Leasing and Maintenance of Printer Equipment related to Mie Prefecture Financial and Budgeting System Reconstruction

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 4:00 P.M. on Thursday, April 18, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, April 9, 2019 and 4:00 P.M. on Thursday, April 18, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:15 P.M. on Thursday, April 18, 2019.

(4) Managing Authority :

General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2771

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 8 日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成 30～33 年度三重県立一志病院清掃洗濯業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市白山町南家城 616
三重県立一志病院 |
| 3 | 落 札 決 定 日 | 平成 31 年 2 月 26 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市栄町 1 丁目 820 番地
近鉄ビルサービス株式会社 中部支店 三重営業所 営業所長 村井 弘典 |
| 5 | 落 札 金 額 | 42,638,400 円（うち消費税及び地方消費税 3,758,400 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成 30 年 12 月 28 日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
